

平成30年11月2日 高松家庭裁判所 家庭裁判所委員会

子の監護をめぐる調停事件（主に面会交流）について

1 面会交流とは

面会交流：別居中又は離婚後，子どもと離れて暮らす親（別居親）が子どもと直接会って面会したり，面会以外の方法によって意思疎通をはかったりして交流すること。

2 面会交流をめぐる家庭裁判所の手続

(1) 家庭裁判所で面会交流を扱う場合

- ・ 父母が別居し，子どもと親が離れて暮らすようになった。
- ・ 実施されていた面会交流の中断，事情の変更（子どもの年齢，生活状況等の変化等）

(2) 手続

ア 面会交流事件 ・ 審判事件

・ 調停事件

イ 離婚調停（夫婦関係調整）事件

3 面会交流に関する統計

4 面会交流についての家庭裁判所の働き掛け

(1) 面会交流をめぐる紛争の激化

面会交流をめぐる争いの激化



- ・父母は、争いが子どもにもたらす影響を考える余裕がなくなることがある。
- ・面会交流の意義の理解が不十分。

(2) 家庭裁判所における様々な取組

- 目的：・子どもを争いに巻き込まないための心構えの理解
- ・面会交流の趣旨の理解

- 方法：① 親へのガイダンス～DVD，リーフレット
- ② 家庭裁判所調査官の個別的関与

(3) 親へのガイダンス

ツール活用：DVD，リーフレット

- ・ DVD

「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」

内容：面会交流時の心構え，留意点

(4) 直接的面会交流と間接的面会交流

ア 直接的面会交流

子どもと別居親が直接会って交流すること。

イ 間接的面会交流

子どもと別居親が，手紙，電話，メール等でやりとりして交流すること。

(5) 面会交流の意義

父母の双方からの愛情を実感



子どもの精神的な安定，子どもの自尊心の向上



子どもの健全な成長

(6) 面会交流についての家庭裁判所の基本的なスタンス

面会交流を禁止・制限すべき特段の事由（例：虐待等）がない限り，子どもの福祉にとって，面会交流の実施が望ましい。

→個々の家族についてきめ細やかに検討

(7) 各ツールの活用方法

ア リーフレット「面会交流のしおり」

内容：面会交流をスムーズに行うためのコツを分かりやすく説明

活用方法：手続の早期段階で知識付与のために配布（期日通知に同封等）

イ DVD

活用方法：リーフレットでは不十分な場合等に，調停の待ち時間等に視聴

※ 「面会交流編」は，最高裁のHPにも掲載

(8) 家庭裁判所調査官の関与

ア 調査

親，子ども，関係機関（学校，保育園，児童相談所等）との面接

イ 調整

禁止制限事由はないが，同居親や子どもが面会交流に拒否的な場合等



面会交流の実施を阻害する事情を把握，除去・軽減

(ア) 調整の具体的方法

例：別居親との交流を描く絵本の読み聞かせ等

(イ) 試行的面会交流

具体的な実施方法やルールについての不安，久々の親子交流等，任意の実施に不安

↓ 父母の協力が不可欠

試行的に家庭裁判所の中で面会交流を実施

ウ 面会交流支援機関

父母間の対立が激しい等，第三者の関与が必要な場合

面会交流を支援する第三者機関による支援

- ・日時や場所の調整
- ・子どもの受け渡し
- ・面会中の見守り

※ ただし，裁判所の中立性，公平性→当事者自身が情報収集し，利用する団体を選定

エ 働き掛けを経ても直接的面会交流が困難な場合

間接的な交流を続けながら，直接的な面会の実現を目指す。